

第2回延岡市農業委員会会議録

(令和8年8月28日)

1. 開催日時 令和8年8月28日（金）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	貫 藍	3	小 野 有 紗
4	松 下 康 廣	5	木 原 専 二	6	矢 野 光 一
7	甲 斐 亜 季	8	片 伯 部 隆	9	松 田 宗 史
10	中 村 み え	11	牧 野 博 文	12	柴 田 房 子
13	須 藤 寛 之	14	安 藤 重 徳	15	菊 池 光 雄
16		17	高 橋 利 喜 哉	18	松 田 純 二
19	花 畑 志 良 一				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		2	甲 斐 充 伸	3	甲 斐 恵 三
4	安 藤 伸 子	5	廣 瀬 政 春	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14		15	甲 斐 祥 三
16	甲 斐 一 太 郎	17	高 見 謙 二	18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20	小 野 俊 一	21	甲 斐 昭 浩
22		23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 4 号 農地法第3条 所有権の移転について

報告 第 5 号 農地法第5条の届出について

報告 第 6 号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第 7 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について（利用権）

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	戸 高 智 穂	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	久 世 美 保
農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 地 係 主事補	亀 長 英 寿	農 政 係 主任主事	権 藤 理 絵
北方産業建設課 副総括主任	緒 方 慎 一	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 敬 洋	北川産業建設課 主事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 2 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 3 番、小野有紗委員と委員番号 18 番、松田純二委員のお二人にお願いしたいと思います。
議 長	本日の予定ですが、議案第 4 号 農地法第 3 条 所有権の移転についての議案 1 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっています。
議 長	それでは、議案第 4 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。
議 長	整理番号 1 番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員	委員番号 15 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区、田 2 筆の計 793 m ² です。譲渡人は伊達町在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。経営状況は 19,759 m ² 、労力人は 2 人、理由は経営規模拡大です。 24 日に、私と甲斐正太郎推進委員、それから譲受人の 3 人で現地調査を行いました。譲渡人、譲受人は 2 人とも北方町出身の方で譲受人は曾木地区で農業を行っております。今回譲渡人から話があってこのような案件になったようであります。地域との調和要件は問題ありません。田んぼとして利用されておりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 17 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高 橋 委 員	委員番号 17 番の高橋です。2 番案件について調査しましたのでご報告いたします。農地の所在は下伊形町で、面積は 396 m²、登記上は田になっておりますが、現状は荒れていまして草は伸び放題という状態でした。譲渡人は栃木県宇都宮市在住の方で、譲受人は下伊形町在住の方です。経営状況は 11,234.91 m²、労力人は 3 人、理由は経営規模拡大です。 20 日に、私と岩切推進委員、譲受人立ち合いの元調査いたしました。現況は遊休農地のようになっていて、獣害の出現のため稲作は向いていないかと思いました。ちょうど私の方が 8 月 20 日の夕方 6 時頃に調査に行ったところ、田の下に譲渡人のハスを植えているところがあり、そこから猪が 2 匹出てきまして私も驚きました。今後は畑にして野菜を作りたいと譲受人はおっしゃっていました。地域との調和要件は問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 3 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)

議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	以上で議案の審議は終了します。
議 長	引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第5号、農地法第5条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の4ページをご覧ください。1件の届出があり、畑が2筆の計82㎡の転用となっています。 次に、報告第6号、農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の6ページをご覧ください。今回2件の届出があり、田が6筆のみの7,195㎡の合意解約となっています。 次に、報告第7号、農地法第3条の3第1項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の8ページから12ページに記載しておりますが、12件の届出があり、田が57筆の33,055㎡、畑が35筆の15,381.61㎡の計92筆、合計48,436.61㎡となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いようなので報告を終わります。

議 長	次に協議第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。 計画内容につきましては議案書の 14 ページからになりますが、整理番号 1 番から 6 番が下祝子地区、整理番号 7 番から 32 番が北延岡地区、整理番号 33 番から 41 番が東海地区、整理番号 42 番が北方町曾木・久保山地区、整理番号 43 番から 48 番が個別案件での促進計画となっております。 次に、議案書 1 8 ページが耕作者変更の促進計画となっており、整理番号 1 番から 4 番が細見・小川地区、整理番号 5 番から 10 番が北方町曾木・久保山地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では 17 ページの表下にあるとおり 15 人の出し手から 48 筆、29,796 m²の農地を個人 7 人および 3 法人に配分するとともに、耕作者変更については 18 ページの表下にあるとおり 6 人の出し手から 10 筆、11,428 m²の農地を個人 1 人および 2 法人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議 長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議 長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	以上を持ちまして第 2 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐 壽 徳

3 番 小 野 有 紗

18 番 松 田 純 二